

# 令和6年度 杉並区任期付職員（学校ICT担当課長） 採用選考案内

令和6年11月15日  
杉 並 区

◆「任期付職員」とは、採用時に任期を定めて採用される正規職員のことです。給与・勤務時間などは一部の例外を除き、他の正規職員と同様の取扱いです。

## 1 職務内容、採用予定数、任期等

|       |  |
|-------|--|
| 職務の級  | 課長級  |
| 職種    | 事務   |
| 任期    | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）  |
| 採用予定数 | 1名   |
| 職務内容  | <ul style="list-style-type: none"><li>・区立学校の情報通信技術に係る計画及び調整等に関すること。</li><li>・区立学校の情報セキュリティに関すること。</li><li>・区立学校の情報システムに係る整備及び維持管理に関すること。</li><li>・区立学校校務基盤システムの再構築に関すること。</li><li>・区立学校におけるICT活用に係る計画及び調整に関すること。</li><li>・DX人材の育成に関すること。</li></ul>   |
| 受験資格  | <p>以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 日本国籍を有する方</li><li>② 教育情報コーディネータ2級以上及びICT支援員の資格を有する方若しくは学校教育機関での情報教育や教育DXに関する業務経験が5年以上ある方</li><li>③ 国、地方自治体若しくは民間企業で情報通信機器やネットワークの環境整備、セキュリティ対策に関する業務経験を有する方</li><li>④ 民間企業等における業務従事歴が14年以上あり、かつ管理職としての経験又はそれと同程度の経験を有する方</li><li>⑤ 地方公務員法第16条のいずれにも該当しない方※</li><li>⑥ 現に杉並区の常勤職員でない方</li></ol> |

※ ⑤については参考をご確認ください。

## 2 選考方法

### (1) 第一次選考

|      |  |
|------|--|
| 選考方法 | 書類選考   |
| 合格発表 | 令和6年12月25日（水曜日）までに発表予定<br>◆合否にかかわらず、第一次選考応募者全員に結果通知を郵送します。 |

### (2) 第二次選考

|      |   |
|------|---|
| 選考方法 | 面接  |
| 実施日  | 令和7年1月中旬から令和7年1月下旬の間で指定する日  |
| 場所   | 杉並区役所本庁舎  |
| 合格発表 | 令和7年1月中<br>◆第一次選考・第二次選考の結果を総合的に判断し、合格者を決定します。<br>◆合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に結果通知を郵送します。 |

※ 第二次選考の詳細については、第一次選考合格者に個別に通知します。

※ **最終合格は、特別区人事委員会の承認後となります。**

## 3 申込方法

|      |   |
|------|---|
| 申込方法 | インターネット   |
| 申込期間 | 令和6年11月15日（金曜日）午前8時30分から<br>令和6年12月13日（金曜日）午後5時（受信有効）まで |

下記 URL・二次元コードから申し込みフォームにアクセスし、必要事項を正しくご入力の上、申込期間中に送信してください。送信後、受付完了をお知らせするメールが届いているか必ず確認してください。

<https://logoform.jp/form/Y4gR/777448>



※ 申込時に**職務経歴書の提出が必要**です。指定様式を杉並区のホームページからダウンロードし、Word形式で申し込みフォームにアップロードしてください。

※ 受験資格において必要な資格や免許等を有する場合は、写しをjpgもしくはjpeg形式で申し込みフォームにアップロードしてください（例：教育情報コーディネータ、ICT支援員）。

※ 個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び杉並区個人情報の保護に関する条例に基づき、適切に管理しています。また、規定の保存年限経過後に廃棄します。

## 4 勤務条件

### (1) 給与

給料は、杉並区職員の給与に関する条例及び杉並区の一般職の任期付職員の採用に関する条例に基づき決定します。

#### 【例示】

大卒・経験年数 30 年の場合…給料月額 約 44 万（年収約 1,087 万円）

※ 実際の給料月額は、職務経験等に基づいて決定されます。

※ 給料月額及び年収は、令和 6 年 4 月 1 日現在のものです。

※ 年収には地域手当、期末・勤勉手当を含み、税及び社会保険料を控除する前の金額です。

※ 条例等の規定により、通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給される場合があります。

※ 入庁直後の 6 月支給分の期末・勤勉手当は満額支給ではありません。

※ 採用時までには給与改定があった場合は、それによります。

※ 昇給は、原則として年 1 回行われます。

### (2) 社会保険等

東京都職員共済組合等の制度に加入

### (3) 勤務日・勤務時間

原則として、月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までで、週 38 時間 45 分勤務です。

### (4) 休暇等

年間 20 日の年次有給休暇（採用年のみ年間 15 日）のほか慶弔休暇等があります。

### (5) 服務

任期中は、地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用になります。したがって、現在就労している方については原則として退職する必要があります。

### (6) 勤務場所（予定）

杉並区役所本庁舎（杉並区阿佐谷南 1-15-1）

※ 勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

## 参考

### 【地方公務員法第 16 条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は受験できません。

### 【申込み・問い合わせ先】

杉並区総務部人事課人事係

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-3312-2111（代表） 内線 1513・1515

杉並区公式ホームページ <https://www.city.suginami.tokyo.jp/>